九州地域における農地集積の取組事例

★農地集積に悩むあなたに届け！
ー解決のためのヒント集ー

平成２５年８月

九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課編集

はじめに

我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」を抱えています。

この課題に対応するため、それぞれの地域で将来について考えた結果を「人・農地プラン」として取りまとめ、これを実行することによって解決していくこととしています。

この人・農地プランが作成されている地区にあっても、農地の集積計画表（工程表）が未策定といった実態があり、担い手へ農地集積の加速化を図るためには、同プランの更なる充実が必要となっています。

このため、複雑・多岐な農業経営が展開されている九州地域において、現場の取組事例を調査することにより、担い手への農地集積が「なぜ進まないのか」、「どうやったら進むのか」等を現場実態から浮き彫りにし、その結果を事例集という形で取りまとめることとしました。

この事例集が、今後の取組において、担い手への農地集積推進や人・農地プランの質的充実（ブラッシュアップ）に資するとともに、それぞれの現場で真摯に取り組まれている農地行政担当者の方々の一助となれば幸いです。

最後に、本報告書の作成に当たり、多大な協力を頂いた市町村の担当者や関係各機関の皆様に心から感謝申し上げます。

平成２５年８月　　九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課長

目　　次

１．位置図及び取組事例地区整理表（立地条件、地帯区分別）　・・・　１

２．農地の利用集積を進める上の主な課題と参照事例　・・・　３

３．課題解決の糸口となる取組事例
（１）福岡県筑後市の取組事例　・・・・・・・・５
（２）福岡県宗像市の取組事例　・・・・・・・・７
（３）佐賀県江北町の取組事例　・・・・・・・・９
（４）佐賀県白石町の取組事例　・・・・・・・・11
（５）長崎県松浦市の取組事例　・・・・・・・・13
（６）長崎県雲仙市の取組事例　・・・・・・・・15
（７）熊本県熊本市の取組事例　・・・・・・・・17
（８）熊本県大津町の取組事例　・・・・・・・・19
（９）熊本県南阿蘇村の取組事例　・・・・・・・・21
(10)大分県大分市の取組事例　・・・・・・・・23
(11)大分県臼杵市の取組事例　・・・・・・・・25
(12)大分県豊後大野市の取組事例　・・・・・・・・27
(13)宮崎県日向市の取組事例　・・・・・・・・29
(14)宮崎県日之影町の取組事例　・・・・・・・・31
(15)鹿児島県指宿市の取組事例　・・・・・・・・33
(16)鹿児島県南九州市の取組事例　・・・・・・・・35

九州各地の取組事例をお届けします！

取組事例地区整理表（立地条件、地帯区分別）

		事　例
水田地帯	平場	福岡県筑後市、佐賀県江北町、佐賀県白石町、熊本県大津町
（米・麦・大豆）	中間	長崎県松浦市、宮崎県日向市
	山間	宮崎県日之影町
	都市近郊	福岡県宗像市、大分県大分市
野菜作地帯	平場	熊本県南阿蘇村
	中間	長崎県雲仙市、大分県豊後大野市、鹿児島県指宿市
果樹地帯	果樹＋α（水稲等）地帯	熊本県熊本市（河内町）
工芸作物地帯	中間	大分県臼杵市、鹿児島県南九州市

農地の利用集積を進める上の主な課題と参照事例

あなたの地区に効く事例はこれ！

	課　題（阻害要因）	福岡県筑後市	福岡県宗像市	佐賀県江北町	佐賀県白石町	長崎県松浦市	長崎県雲仙市	熊本県熊本市	熊本県大津町	熊本県南阿蘇村	大分県大分市	大分県臼杵市	大分県豊後大野市	宮崎県日向市	宮崎県日之影町	鹿児島県指宿市	鹿児島県南九州市
		P.5	p.7	p.9	p.11	p.13	p.15	p.17	p.19	p.21	p.23	p.25	p.27	p.29	p.31	p.33	p.35
農地の出し手側の要因	○経営の現状維持が大半で農地の出し手がいない								○	◎	○		○	○		○	◎
農地の出し手側の要因	○条件の悪い農地しか貸したがらない		◎			◎		○		○		○					
農地の出し手側の要因	○信頼できる相手しか貸したがらない				◎	◎	○	◎	○	◎		○	○	◎			
農地の出し手側の要因	○相続未登記農地が多く利用権設定まで至らない						○		○			○				○	○
農地の出し手側の要因	○貸したら返ってこないという意識があり、正式に貸したがらない	○						○			◎				◎	◎	
農地の受け手側の要因	○圃場条件の悪い農地は受けない			○	○	○	○	◎			○	○	○			◎	◎
農地の受け手側の要因	○集落営農の法人化が進まず、権利設定できない	○		○	◎				◎	○				◎			
農地の受け手側の要因	○地域に受け手（担い手）がいない		○							◎		◎	◎	◎	◎		
農地の受け手側の要因	○規模拡大しても、もうかる作物が見当たらないため、受け手がいない										○	○		○	○		
農地の受け手側の要因	○複合経営では、土地利用型作物（米・麦・大豆）は経営の一部門に過ぎず、労働力の関係もあり規模拡大に限界									◎			○			○	○
農地の受け手側の要因	○施設園芸地帯では、小面積での経営が多く、規模拡大意欲のある者が少ない											◎		○			
農地の受け手側の要因	○果樹地帯では、農作業の機械化が難しく、一定規模以上の規模拡大は困難							◎									
農地の受け手側の要因	○中山間地域では、規模拡大しても農地の畦・水管理ができないため、受け手がいない											○			◎		

農地の利用集積を進める上の主な課題と参照事例

あなたの地区に効く事例はこれ！

	課　題（阻害要因）	福岡県筑後市	福岡県宗像市	佐賀県江北町	佐賀県白石町	長崎県松浦市	長崎県雲仙市	熊本県熊本市	熊本県大津町	熊本県南阿蘇村	大分県大分市	大分県臼杵市	大分県豊後大野市	宮崎県日向市	宮崎県日之影町	鹿児島県指宿市	鹿児島県南九州市
		p.5	p.7	p.9	p.11	p.13	p.15	p.17	p.19	p.21	p.23	p.25	p.27	p.29	p.31	p.33	p.35
市町村、農業委員会、ＪＡ等の後押し機関側の要因	○マンパワーが不足していることから、掘り起こしやマッチング等の能動的な動きがとれない				◎		○	◎	◎	○	○		○		◎	◎	○
	○市町村合併等により農地等の相談窓口が分かりづらい	◎	○				○				◎					◎	
	○現場の農業者からの農地調整の要請もなく基盤整備済み農地に耕作放棄地もないことから、農地集積の必要性の認識や危機意識が希薄				○	◎			○					◎			
その他の要因	○農地の出し手や受け手への支援策に魅力がないため集積に向けたインセンティブが働かない		○	○			◎										○
	○地域のリーダーが不足しており、農地集積の取りまとめ役がいない			◎	○										◎		
	○話し合いの場がない、話し合いの場を設定しても人が集まらない（農家に農地集積の必要性が理解されていない）						◎		◎	◎			○		◎		
	○賃貸借契約や賃借料の手続きが煩雑で正式な権利設定が進まない											◎			○		◎
	○基盤整備が進んでいないため、受け手がいない					◎		○								◎	○

※　ヒントの効き目は、◎＞○で示しています。

福岡県筑後市の取組事例

【ポイント】 地域を担う集落営農組織の法人化を推進することにより農地の集約化と経営の合理化を促進

位置図

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  筑後市：平地・水田型
- 農家数　997
- 基幹的農業従事者数　1,114
- 認定農業者数　190（うち法人数　22）
- 集落営農数　24
- 耕地面積　2,030ha（田1,630ha　畑401ha）
- 主な農作物　（米、麦、大豆、いちご、トマト、なす、茶、梨、ぶどう、菊）
- 20ha以上の経営体数：20
- 基盤整備率：96%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○　集落単位（法人・集落営農組織が複数集落にまたがっている場合は1地区として取扱い。）での策定を基本とし、市が集落内の担い手を中心経営体に位置づけた原案を作成、これを各集落が協議して最終プランを決定。

人・農地プランの概要

○プラン数　32（集落数32）　※～H24.8作成

- 中心経営体数　198
  （個人174（うち新規就農者4）、集落営農24）
- 中心経営体以外の農業者数　799
  （連携農業者0　その他農業者799）
- 経営体数　997
- 経営面積　1,432ha

農地集積

農地集積の取組方針

○　市では、平成18年度の経営所得安定対策時から集落営農の法人化を推進（現在18組織が法人化）し、農地の集積を促進。

○　農業機械の支援事業を県と市で行っているが、採択に当たって法人を優先する基準を設け法人化へ誘導。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　1,963ha
（集積率　96%）

【内訳】

認定農業者（183）＊集落営農法人を含む	1,181ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（9）	584ha
基本構想水準到達者（16）	28ha
今後育成すべき農業者（116）	170ha

○売買・貸借面積　103.4ha
（売買面積：6.5ha　貸借面積：96.9ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の受け手（集落営農組織）の体質強化が必要

出し手要因

・利用権設定を行うと「農地を取られる」という考えが今だに根強い。

受け手要因

・個人の担い手は高齢化が進んでいることから減少する見通しで、個人の農業者への集積が困難。

・集落営農組織の法人化を進めてきたが、法人化された組織はほとんどが集落ぐるみ型の法人であるため、世代交代を含め法人経営の体質強化が必要。

○ 農地や活用できる事業等の相談先が必要

・農地の出し手と受け手の双方が事業の活用や税制関係も含めて相談しやすい環境が必要。

・円滑化団体は農地の出し手と受け手から手数料（毎年10aあたり525円）を受け取っているが、事業が絡んだ貸し借りでないと円滑化団体の活用が少ない。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 集落営農組織の法人化を推進し、地域の担い手を確立

・市は、集落営農組織を法人化し、地域の担い手を育成・確保することを基本としており、個人の認定農業者もリタイヤ後は地域の集落営農に協力することで合意済み。

・農事組合法人となった組織については、集落ぐるみ型からオペレーター型への移行や、雇用者の確保など組織の体質強化を推進。

・法人化の推進にあたっては、市、JA、県の普及センターが一体となって集落のリーダーを説得。集落内の農業機械の共同利用を進めるため、何年以降は個人での新規の機械購入は行わないなど、集落内のルール作りを推進。

○ 各種相談に対し関係機関が一体的に対応

・農業者からの各種相談に対しては、関係機関（市・JA・県農林事務所）が連携体制を構築し、3者が一体となって出し手農家の不安払拭のため迅速に対応。

取組の成果・今後の方針等

○ 集落営農の法人化を進めた結果、市内の耕作放棄地は約27ha存在するが、そのほとんどが樹園地であり、集落営農組織がある地域には存在しない。

○ 集落営農の協業化のためのポイントは、機械のコストを目に見える形で組合員に提示し、意識付けを行うことが必要。枝番方式の集落営農組織であってもこの意識付けを行わなければ協業化を図ることは困難なため、意識付けを行い集落内で機械購入についてルール化。

○ 今後は任意、法人合わせて24の集落営農組織を3法人に統合し、市内を3つの地区に分けて農地を守っていく方向。

福岡県宗像市の取組事例

【ポイント】市、円滑化団体（むなかた地域農業活性化機構）、JAが中心となって担い手への農地集積を推進

位置図

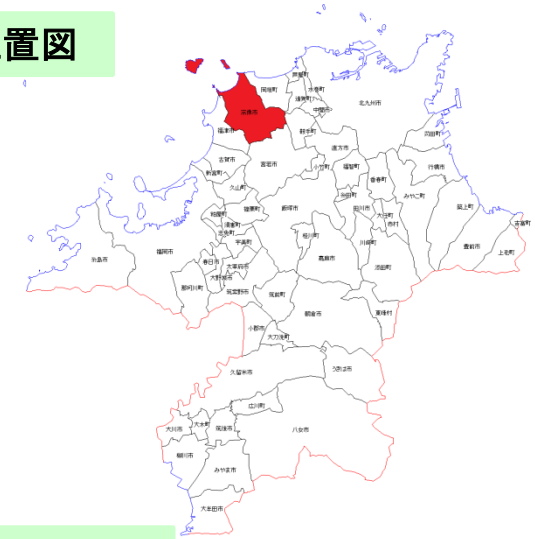

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  宗像市：都市・水田型　玄海町：平地・田畑型
  大島村：山間・畑地型
- 農家数　974
- 基幹的農業従事者数　822
- 認定農業者数　93（うち法人数　12）
- 集落営農数　7
- 耕地面積　2,230ha（田1,630ha　畑600ha）
- 主な農作物　（米、麦、大豆、ブロッコリー、いちご、かんきつ類）
- 20ha以上の経営体数：6
- 基盤整備率：75%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ プランは各集落単位で作成し、H24年度は80集落中4集落で3プランを作成、25年度は9プランの上積みを予定。

○ 作成にあたっては、市と円滑化団体である（財）むなかた地域農業活性化機構（以下、「活性化機構」という。）が原案を作成し、推進。

人・農地プランの概要

○プラン数　3（集落数4）　※～H25.3作成

- 中心経営体数　11
  （個人11、（うち新規就農者1））
- 中心経営体以外の農業者数　57
  （連携農業者　7　その他農業者　50）
- 経営体数　68
- 経営面積　87.4ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 農地集積に関しては、活性化機構が中心となり、JAと市、農業委員会などが連携する形で推進。

○ 集落営農や個人の担い手が存在しない地域においては、新たな担い手が見つかるまで、JAが農作業の受託や自らが権利の設定を受けて農地を維持、管理。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　719ha
（集積率　32%）

【内訳】

認定農業者（95）＊集落営農法人を含む	556ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（20）	152ha
今後育成すべき農業者（3）	11ha

○売買・貸借面積　163.0ha
（売買面積：3.9ha　貸借面積：159.1ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・出し手となる耕作農家の同意が得られても、土地所有者（土地持ち非農家）の同意が得られにくい場合がある。

受け手要因

・認定農業者も高齢化し、個人で請け負う面積も限界にきており、次世代の担い手が不足。

・経営規模の拡大を希望しても、その規模に応じた農業機械の導入が困難。

○ 地域全体がメリットを受ける支援策が必要

・個人を支援する施策に加え、農地・水保全管理支払交付金のように集落全体が支援を受けられるような仕組みにしないと地域の合意を図ることが困難。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 活性化機構が出し手と受け手をマッチング

・活性化機構が離農希望農家等の情報を把握し、その農地を誰が担うのが最適かについて、集落集会の中で受け手の農家とマッチング。

・集落営農も個人の担い手もいない地区においては、農地の遊休化を防止するため、JAが農作業の受託等を行う組織として始動。

・認定農業者の高齢化を踏まえ、水田農業の担い手として集落営農の組織化・法人化を推進。

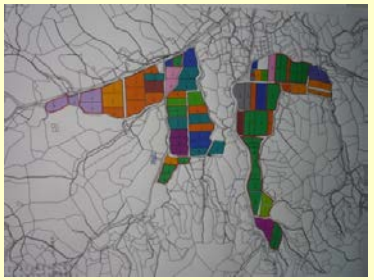

取組の成果・今後の方針等

○ 活性化機構の取組により、農業委員や農事組合長と呼ばれる地元の代表者との連絡・調整により農地の出し手と受け手のミスマッチを解消。

○ 平成24年度は農地集積協力金（経営転換協力金）も活用しながら、規模縮小農家から約6.5haを担い手へ集積。

○ 現在7つの集落営農組織が法人化。また、担い手が不在の地域においては、JAを農作業の受託等を行う組織として位置付け、農地を維持するための受け皿として体制を整備。

○ 今後は、認定農業者等担い手の高齢化が進行することから、集落営農を推進。

佐賀県江北町の取組事例

【ポイント】農業委員会が中心となって分散している農地を担い手に面的集積

位置図

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  江北町：平地・水田型
- 農家数　276
- 基幹的農業従事者数　405
- 認定農業者数　82（うち法人数　4）
- 集落営農数　18
- 耕地面積　1,090ha（田1,020ha　畑67ha）
- 主な農作物　（米、麦、大豆、たまねぎ、レンコン、いちご、アスパラガス、きゅうり、ブロッコリー）
- 20ha以上の経営体数：17
- 基盤整備率：99%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○　認定農業者や集落営農組織を中心経営体として位置づけ、1町1プランで作成。

○　中心経営体への農地の集積は、既に行われていることから、分散した農地の集積や作付の団地化を図るとともに、6次産業化や新規就農の定着促進を目指す。

人・農地プランの概要

○プラン数　1（集落数26）　※～H24.8作成

- 中心経営体数　39
  （個人17（うち新規就農者3）、法人4、集落営農18）
- 中心経営体以外の農業者数　77
  （連携農業者　0　その他農業者77）
- 経営体数　116
- 経営面積　1,021ha

農地集積

農地集積の取組方針

○　農業委員会が中心となって話し合い活動を行い、中心経営体に分散して集積されている農地をまとまった形で集積。

○　地域の農地は地域で守っていくという意識醸成を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　1,120ha
（集積率　100%）

【内訳】

認定農業者（85）	606ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（10）	448ha
基本構想水準到達者（0）	0ha
今後育成すべき農業者（30）	66ha

○売買・貸借面積　60.2ha
（売買面積：3.0ha　貸借面積：57.2ha）

農地集積の阻害要因

○ 中心経営体への農地集積は一応終わっているものの、集積した農地は分散したまま

出し手要因

・ブロックローテーションに非協力者（町外入作者）がいて、効率的な土地利用の妨げとなっている。

・町内農地が競売に付され、効率的な土地利用に支障が出る恐れ。

受け手要因

・中山間地や営農条件の悪い農地の受け手がいない。

・集落営農の法人化が進まず、農地集積に係る助成が受けられない。

要因を把握するために、農業者全戸を対象に意向調査を行うことにより課題を洗い出し

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 農業委員会が中心となって分散している農地を担い手に面的集積

・戸別訪問・集落座談会・意向調査の補足調査を通じ、中心経営体への農地集積について協力依頼。町の中央部を縦断する国道を基軸とし、東西に分散している農地を極力再配分。

・町内6つの大字区域を越えて分散している農地を原則大字区域内の経営体が耕作することで関係機関合意。

・町外入作者の耕作地について、貸借契約の終期をもって町内農業者に切り替え、ブロックローテーションの円滑化を図った。

・農業委員会の中で農地斡旋委員会を開催し、競売対象農地を3名の認定農業者に斡旋。

・中山間地や営農条件の悪い農地については、賃借料等の優遇により、新規就農者へ集積するとともに、耕作放棄地防止組合を設立し、対応。

取組の成果・今後の方針等

○ 町内の6大字を越えて分散・耕作している農地を解消し、農作業を効率化。

○ 離農等により耕作出来なくなった農地を適切な担い手へ集積し、担い手の規模拡大に貢献。

○ 競売対象農地を町内の担い手に集積し、担い手の規模拡大に貢献。

○ 中山間地や農業条件の悪い農地について、新たな担い手に集積し、耕作放棄地を防止。

○ ブロックローテーションが円滑に行われることで農地を効率的に利用。

○ 今後も、分散して担い手に集積されている農地を面的に集積するとともに、集落営農の法人化を推進。

〈農地集積の実績（平成22年→24年）〉

60筆	11．4ha
31筆	6．2ha
11筆	2．2ha
46筆	4．6ha
8筆	1．2ha

佐賀県白石町の取組事例

【ポイント】 農業委員会と農地流動化推進員が連携・協力し、農地の利用調整を積極的に推進

位置図

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  白石町：平地・水田型　有明町：平地・水田型
  福富町：平地・水田型
- 農家数　2,033
- 基幹的農業従事者数　3,351
- 認定農業者数　633（うち法人数　11）
- 集落営農数　70
- 耕地面積　5,950ha（田5,700ha　畑252ha）
- 主な農作物　（米、麦、大豆、たまねぎ、レンコン、いちご、アスパラ）
- 20ha以上の経営体数：55
- 基盤整備率：91%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ 各地区には農地の受け手である担い手が存在しているため、これらの担い手を中心経営体に位置付け、JAの支所単位でプランを作成し、全域をカバー。

○ プラン作成にあたっては、現在の経営体の経営農地を農地利用図に記載し、それ以外の農地の所有者等に意向を確認。その後、町が素案を作成し、地域に提示。

人・農地プランの概要

○プラン数　9（集落数121）　※～H24.11作成

- 中心経営体数　124
  （個人47（うち新規就農者9）、法人7、集落営農70）
- 中心経営体以外の農業者数　214
  （連携農業者1　その他農業者213）
- 経営体数　338
- 経営面積　5,116ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 町内には、集落営農組織が70組織あり、農地の集積はこの組織を中心として、いかに農地を面的に集積していくかを考慮し推進。

○ 今後は、個人の大規模農家や集落営農組織が地域の農地を効率的に集約していく方向で推進。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　7,416ha
（集積率100%）

【内訳】

認定農業者（742）	3,249ha
特定農業団体（15）	1,190ha
集落営農組織（29）	2,173ha
基本構想水準到達者（30）	128ha
今後育成すべき農業者（266）	676ha

○売買・貸借面積　385.6ha
（売買面積：24.3ha　貸借面積：361.3ha

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・権利移動を縁故関係で行うことが多く、集約、連担化を阻害。

受け手要因

・宅地周辺の狭小農地の受け手がいない。

・70の集落営農組織が存在するが、そのほとんどは平成18年度の経営安定対策に対応した組織であり、協業経営体制が脆弱な組織が多い。

○ 集落営農組織の法人化が停滞

・法人化が進まない理由として、リーダーとしての地域のまとめ役がいない、経理を行う人材がいないなどが主要因。

・法人化を予定している集落営農組織についても、代表が1、2年以内に交代する組織も多く、中心人物の不在で組織内のまとまりの低下を危惧。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 農業委員会と円滑化団体に農地流動化推進員を加えた農地の利用調整体制を構築し推進

・地元の農業委員を農地の斡旋委員として2名ずつ担当として配置し、農地の出し手の情報を、まずは隣接する農地の所有者等に意向確認し、連担化に結びつける。

・町の支援を受け、円滑化団体（JA）から委嘱を受けた農地流動化推進員（JAのOB）が、借り手が決まっていない農地を隣接する農業者へ連担化を推奨するなど、農地の利用調整を積極的に推進。

○ 集落営農組織の法人化のための支援

・JAから法人化のために国の支援策と同額の40万円を白石町内の4集落に交付し、法人化の支援を後押し。

取組の成果・今後の方針等

○ 農業委員が農地の受け手から相談を受け、農地の出し手情報との結びつけを行った後は、円滑化団体（JA）が権利設定に関する手続き等を全て行うシステムが構築されており、耕作放棄地の防止や縮小にも寄与。

○ 未整備の水田がほとんどなく、70ある集落営農が町内をほぼ全域カバーしているため、耕作放棄地は5.3haと少ない。

○ 現在は、70ある集落営農組織が町内の農地をカバーしているが、今後は、集落ぐるみ型の組織形態からオペレータ型の法人を設立し、組織の体質強化を図る。

長崎県松浦市の取組事例

【ポイント】 市が出し手や受け手のニーズを把握し、市単独事業で後押ししながら担い手に集積

位置図

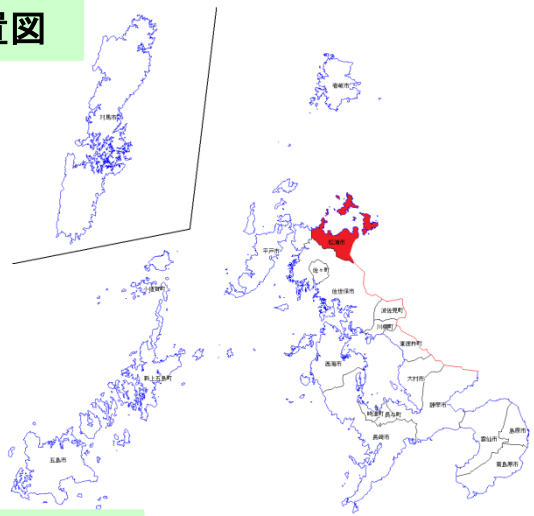

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  松浦市：中間・田畑型　福島町：中間・田畑型
  鷹島町：平地・田畑型
- 農家数　1,617
- 基幹的農業従事者数　1,409
- 認定農業者数　196（うち法人数　1）
- 集落営農数　0
- 耕地面積　2,290ha（田1,410ha　畑880ha）
- 主な農作物（米、アスパラ、ブロッコリー、メロン、ぶどう、繁殖牛等）
- 20ha以上の経営体数：0
- 基盤整備率：70%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ H24年度は集落単位によるプラン策定を目標に推進。特に青年就農給付金の申請者がいる集落を優先してプランを策定。

○ 合意形成等の進捗状況を踏まえ、H25年度から旧町村単位での策定を目指すよう方針を転換し、現在推進中（旧町村数：7）。

人・農地プランの概要

○プラン数　7（集落数91）　※～H25.2作成

- 中心経営体数　46
  （個人46（うち新規就農者4））
- 中心経営体以外の農業者数　90
  （連携農業者12　その他農業者78）
- 経営体数　136
- 経営面積　119ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 認定農業者を中心経営体として位置付け、これらの者への農地集積を促し、遊休農地の解消と生産性向上を図る。

○ 機械利用組合から法人化へと発展が見込まれる地区では、利用集積により経営基盤となる農地を確保することで、法人化を後押し。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　1,248ha
（集積率　55%）

【内訳】

認定農業者（202）	617ha
特定農業団体（1）	14ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（0）	0ha
今後育成すべき農業者（287）	617ha

○売買・貸借面積　87.2ha
（売買面積：3.5ha　貸借面積：83.7ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・人を見て農地を貸す傾向があるため、白紙委任による集積が進まない。

・基盤整備地区では、機械化体系・防除体系等の営農条件が整っており、高齢でも農業に従事できることから、受け手が希望する優良農地を手放す出し手がいない。

受け手要因

・山間部の基盤整備の未整備地区では、営農条件が悪いため、出し手はいるものの、受け手がいない。

○ 基盤整備の遅延

・山間部の棚田など条件不利地では、老朽化したため池や水路の改修、共同乾燥施設の再整備など農業基盤の条件整備を進める必要があるものの、金銭負担等の問題もあり、立ち後れている。

全農家を対象としたアンケートを行うとともに、その後開催した座談会を通じて意向等を把握

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 地域の話し合いの促進策や適切な農地情報の提供により農地集積を推進

・各集落に農業関係事務を行う農業嘱託員（市単独事業）を配置し、嘱託員が座談会への出席率向上に向けた調整を実施。

・農業嘱託員に加え、県の推進員が地域内を巡回し、出し手・規模縮小農家に丁寧に説明し、新たなニーズを掘り起こし。

・市が出し手農家の所有農地を示した農地位置図を活用し、受け手とのマッチングを行う「マッチング会」を開催。

○ 受け手支援の充実

・3年以上の利用権設定・再設定に対する助成、用排水路やほ場・農作業道等の整備に対する助成について、市単独の補助事業を創設し、支援。

取組の成果・今後の方針等

○ 白紙委任により新たに3.7haの農地をマッチング。新規就農者については、今年度は2名（後継者）を確保。

○ 現在策定した集落単位の7つのプランをベースにしつつ、旧町村をプラン作成の基本単位として引き続き取組を推進。

○ 機械利用組合の法人化に向けた取組を進めるとともに新規就農者の円滑な就農を後押しするなど、担い手の育成・確保を図る。また、各種事業等を活用し、引き続き農業者を支援することにより、農地集積を着実に推進する。

長崎県雲仙市の取組事例

【ポイント】 農地情報に精通する農業委員と市の担当者が連携し、担い手へ集積

位置図

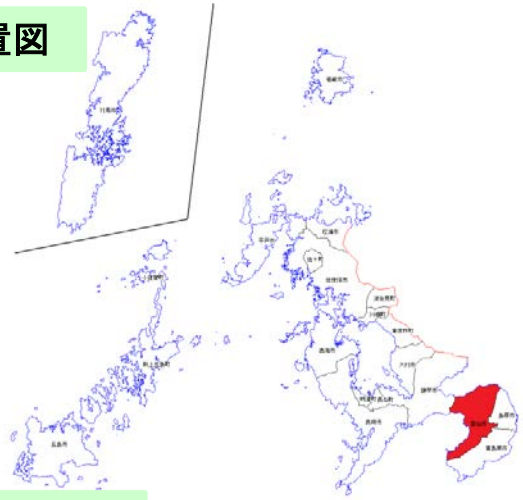

基本データ

・農業地域類型（旧市町村）
　国見町：平地・田畑型、瑞穂町：平地・田畑型
　吾妻町：中間・田畑型、愛野町：平地・田畑型
　千々石町：中間・田畑型、小浜町：中間・畑地型
　南串山町：平地・畑地型

・農家数　4,020

・基幹的農業従事者数　5,497

・認定農業者数　972（うち法人数　27）

・集落営農数　6

・耕地面積　5,160ha（田2,180ha　畑2,990ha）

・主な農作物　（馬鈴薯、いちご）

・20ha以上の経営体数：1

・基盤整備率：水田59.4%、普通畑20.9%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ H24年度は、7つの旧町単位で策定し、市内全域をカバー。

○ H25年度以降は、集落段階での合意形成を積み上げながら、順次、プランの見直しを進める予定。

人・農地プランの概要

○プラン数　7（集落数250）　※～H24.8作成

・中心経営体数　1,064
　（個人1,051（うち新規就農者27）　法人13）
・中心経営体以外の農業者数　6,106
　（連携農業者472　その他農業者5,634）
・経営体数　7,170
・経営面積　6,370ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 認定農業者を中心に地域の担い手への農地集積を推進し、農地の有効活用と生産性向上を図る。

○ 規模縮小農家や離農予定の農家を対象に、「農地集積協力金」等の支援施策を活用しながら、中心経営体へ農地集積を図る。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　2,391ha
（集積率 46%）

【内訳】

認定農業者（999）	1,964ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（0）	0ha
今後育成すべき農業者（347）	427ha

○売買・賃借面積　93.1ha
（売買面積：15.4ha　賃借面積：77.7ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・貸付の相手（受け手）は、顔が見える、信頼できる者に任せたいという意向が大半。

・不在地主や未相続農地の増加により、貸借契約に必要な同意（持ち分割合）が得られず、農地集積が困難な状況。

受け手要因

・面的まとまりのある農地など条件の良い農地しか受けない。

・受け手（担い手）自体の高齢化により規模拡大意欲が減退。

○ 地域農業の将来に対する不安感が希薄

・農家の大半が、当面は、経営の現状維持を希望し、地域農業の維持に対する不安感が希薄であり、担い手への農地集積の必要性が浸透しにくい状況。

全農家を対象としたアンケート（2回）を行ったほか、農業委員会における意向調査を実施。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 農業委員と市担当者の連携により担い手へ集積

・農地の出し手情報を把握している農業委員が中心となって利用調整活動を行うとともに、旧町単位に配置される市の職員が国、県及び市の支援施策を活用することにより、担い手へ集積。

○ 支援施策を丁寧に情報伝達し、効果的に活用

・市職員が、市の取り組みや行政サービスなどについて、わかりやすく説明等を行う「出前講座」の一環として、認定農業者組織に対して、支援施策を丁寧にわかりやすく説明。

・集落座談会等において、農地集積関連施策の周知に当たって、生産現場で悩む農家の目線に立ち、鳥獣害対策や耕作放棄地対策も加えた独自のパンフレットを作成・配布。

・合併・広域化した行政組織の中、農政や農業委員会業務を各支所・分室において少人数で分担することにより、制度・事業全般を習熟することで、それぞれの現場の状況に応じた支援施策を活用。

取組の成果・今後の方針等

○ 平成24年度は、農地集積協力金（経営転換協力金）を活用し、規模縮小農家から2.5haを担い手へ集積。

○ 現在策定しているプランの見直しに当たり、集落単位の合意形成を丁寧に積み上げ、支援事業等を効果的に活用しながら、農地集積を着実に推進。

熊本県熊本市の取組事例

【ポイント】JAが中心となって樹園地の出し手・受け手情報を収集し、その情報を公開・仲介することで、果樹地帯の農地利用のマッチングを促進

位置図

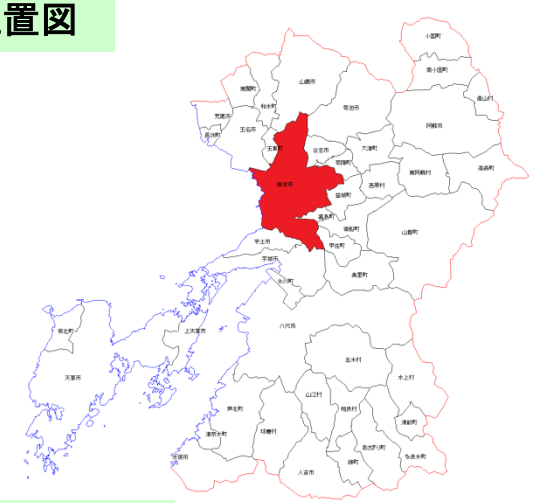

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  熊本市：平地・田型　植木町：平地・田畑型
  富合町：平地・田型　城南町：平地・田型
  河内町：平地・畑型
- 農家数　7,548
- 基幹的農業従事者数　8,074
- 認定農業者数　1,641（うち法人数　57）
- 集落営農数　53
- 耕地面積 12,200ha（田8,570ha　畑3,590ha）
- 主な農作物（米、なす、みかん、スイカ、メロン、トマト、レンコン、乳牛等）
- 20ha以上の経営体数：2
- 基盤整備率：67%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ プランは市内5区のうち市街地区を除く4区で作成し、中心経営体は、認定農業者等を中心に位置づけ。

○ 各区の農業関連代表者からの同意を得ることで、合意形成。

○ 今後は、農地集積を含めたプランへ見直しを進める予定。

人・農地プランの概要

○プラン数　4（4区）　※～H25.3作成

- 中心経営体数　1,809
  （個人1,699（うち新規就農者76）、法人57,集落営農53）
- 中心経営体以外の農業者数　5,739
  （連携農業者14　その他農業者5,725）
- 経営体数　7,548
- 経営面積　9,120ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ プランが作成された4つの区内では、主な農作物が大きく異なることから、県の支援を受けつつ、米・麦・大豆がメインとなる地区をモデル地区として農地集積を推進。

○ 相対契約での貸借等が大半の果樹地帯では、JAが中心となって、農地の出し手受け手情報を収集し、これをもとに売買又は貸借のマッチングに取り組む。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　6,771ha
（集積率　56%）

【内訳】

認定農業者（1,634）	4,415ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（13）	686ha
基本構想水準到達者（12）	67ha
今後育成すべき農業者（446）	1,603ha

○売買・貸借面積　232.5ha
（売買面積：31.5ha　貸借面積：201.0ha）

農地集積の阻害要因（樹園地）

○ 農地の情報収集が不十分のため、出し手と受け手の利用調整が困難

出し手要因

- 経営コストが嵩む市外出作地や条件不利地から手放す傾向。
- 樹園地の流動化は、縁故者を中心とした相対契約が主。
- 貸したら農地を取られるという思いが強く、出し手情報が少ない。

受け手要因

- 市内西区の果樹栽培地帯では、多くの後継者が就農しているものの、個人経営が多く、かつ、農作業の機械化も困難なことから、経営規模3ha程度が限界。
- 地域内の条件の整った園地を借りたい意向が強く、条件が悪い園地は忌避する傾向。

○ 後押し機関が抱える課題

- 政令指定都市という広域なエリアを抱え、農業委員会と円滑化団体であるJAとの間での情報共有が不十分。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 農地情報の公開・共有化を促進し利用調整

- JA支店において、平成22年5月から園地の流動化情報を掲示する活動を開始。管内の全農家を対象に年2回掲示板情報登録用紙を配布し、情報提供者の同意を得て、出し手と受け手の農地情報をJA支店に掲示。
- 平成25年度からは、園地流動化プロジェクト戦略会議（市、JA、農業委員による情報交換）を月に1回開催し、関係機関による情報の共有化を推進。
- JAの独自取組として設置された面的集積専従者が中心となって、情報提供はJA、利用集積計画の作成手続きは市分室、権利関係の仲介は農業委員という連携体制を構築。

○樹園地の条件整備

- ミスマッチの要因として、園地条件（管理状況、進入路の有無等）が大きく左右することから、県のモデル地区として指定を受け、農家の意向把握に取り組むほか、国・県の支援策を活用し、進入路整備など基盤整備を実施。

○地区内水田の基盤整備を契機に稲作は集落営農組織が担う

- 果樹経営に集中できるよう、米・麦は集落営農組織に一元化。

取組の成果・今後の方針等

○ 市内のみかん産地である旧河内町では、樹園地を中心に、賃貸15件約5.4ha（うち12件約4.0haは円滑化団体での取扱い）、売買2件約0.8haを利用集積（H24年度）。

○ 果樹経営では、他市町村への出作者も多いことから、更なる利用集積に向け、関係市町村や団体との連携強化。JAとしては、特に、農業委員会と連携して農地情報バンクの取組を次年度から行う予定。

熊本県大津町の取組事例

【ポイント】 円滑化団体（JA）と県が強力にバックアップし、集落営農の大規模法人化で農地集積

位置図

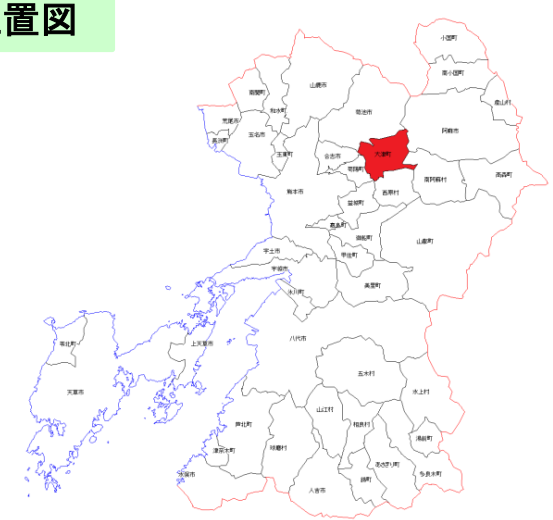

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  大津町：平地・畑地型
- 農家数　816
- 基幹的農業従事者数　1,050
- 認定農業者数　156（うち法人数　28）
- 集落営農数　17
- 耕地面積　2,210ha（田862ha　畑1,350ha）
- 主な農作物　（米、麦、大豆、甘藷等）
- 20ha以上の経営体数：8
- 基盤整備率：41.5%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ H24年度は、青年就農給付金やL資金等の支援措置申請者を中心経営体に位置付け、1町1プランで策定。

○ H25年度からは、農地集積協力金対象者の掘り起こしなど、集落段階を基本とした話し合いを重ねながら、ブラッシュアップを目指す方針。

人・農地プランの概要

○プラン数　1（集落数48）　※H25.3作成

- 中心経営体数　175
  （個人129（うち新規就農者数2）、法人29、集落営農17）
- 中心経営体以外の農業者数　423
  （連携農業者0　その他農業者423）
- 経営体数　598
- 経営面積　460.2ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 町内の集落営農組織を統合し、大規模法人化を図り、農地集積を促し、農地の有効活用と生産性向上を図る。

○ 合意形成の推進にあたっては、円滑化団体（JA）が中心となり、県と連携して実施。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　1,235ha
（集積率 55%）

【内訳】

認定農業者（154）	845ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（17）	390ha
基本構想水準到達者（0）	0ha
今後育成すべき農業者（0）	0ha

○売買・貸借面積　58.8ha
（売買面積：5.7ha貸借面積：53.1ha）

農地集積の阻害要因

○ 小規模の集落営農の法人化が停滞

出し手要因

・市街地周辺を中心に混住化が進み、農政への関心が希薄化する一方で、白紙委任による貸付には依然として慎重な姿勢。また、兼業農家にあっても、当面は経営規模の現状維持を指向する傾向が強い。

・条件不利地を中心に相続未登記が多く、鳥獣害も重なり、借り手がなく、十分に管理出来ない状態。

受け手要因

・後継者が比較的確保されている畑作や酪農経営に比べ、水稲作経営では後継者不在、高齢化が顕著。また、これをカバーする集落営農組織も、小規模経営で法人化には足踏み。

・平場の条件の良い農地は、畑作経営の規模拡大意欲のある者が多いため、一部で賃借料が高騰化。

○ 後押し機関が抱える課題

・町担当部局の慢性的な人員不足に加え、H24北部九州豪雨災害対応が重なり、人・農地プラン作成支援や農地の利用集積活動等の取組が不十分。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 円滑化団体（JA）、県出先機関が集落営農組織の大規模法人化を強力にバックアップ

・スケールメリットを活かした土地利用型農業の実現に向け、円滑化団体（JA）が主導する形で集落毎の座談会を開催し、集落営農の大規模法人化に向けた取組機運を醸成。

・県出先機関がこの取組をバックアップするほか、国・県の支援措置もフル活用できるよう、構成農家へ周知・調整。

○ 圃場整備の機会を捉えて複数の集落営農組織を一気に集約・法人化へと誘導

・町が追加支援し、個人負担を軽減することで圃場整備事業参画者を確保し、整備が遅れていた水田地帯の条件整備を実施。

・集落営農組織代表者等による先進地調査（町単）を実施し、法人化の前提として経営規模の拡大が重要であるとの認識を醸成。

○ 農業委員が耕作放棄地を借受け、次代を担う小学生への食育活動を展開

・農業委員活動の一環として、農業委員自ら耕作放棄地を借受け、復元耕作するとともに、地元小学生に農作業体験させるなどの食育活動を実施。

取組の成果・今後の方針等

○ 水田地帯における17の集落営農組織を新設する2法人に集約する方向で合意形成（1法人はH25年4月法人化）。

○ 認定農業者等中心経営体の農地集積を図るため、集落段階の話し合い活動に積極的に取組み、人・農地プランの見直しを実施。

熊本県南阿蘇村の取組事例

【ポイント】 村が中心となって営農組合による農作業受託の推進と新規就農者の育成により地域の農地を守る

位置図

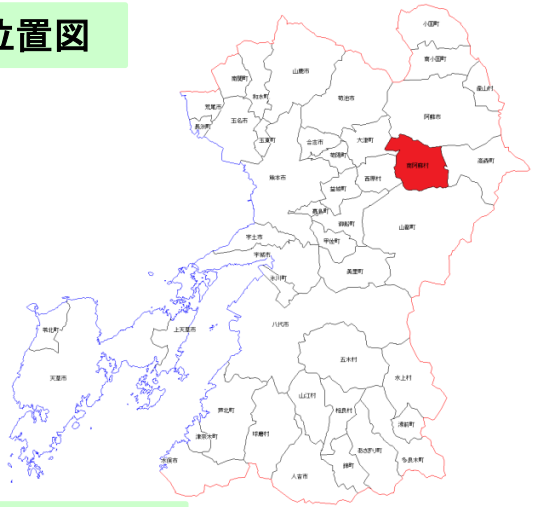

基本データ

- 農業地域累型（旧市町村）
  白水村：平地・田畑型　久木野村：中間・水田型
  長陽村：中間・田畑型
- 農家数　1,250
- 基幹的農業従事者数　1,308
- 認定農業者数　233（うち法人数　11）
- 集落営農数　17
- 耕地面積　3,380ha（田2,220ha　畑1,160ha）
- 主な農作物
  （米、トマト、アスパラ、花き、畜産　等）
- 20ha以上の経営体数：17
- 基盤整備率：35%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ プランの策定範囲は、これまで各種取組等を行う際の基本であった行政区（集落）単位。

○ 青年就農給付金の申請者がいるエリア及び農地集積モデル地区（県単事業）を優先的に策定。

○ H25年度中にすべての集落でプランを策定。

人・農地プランの概要

○プラン数　9（集落数38）　※H25.2作成

- 中心経営体数　42
  （個人39（うち新規就農者10）、法人2、集落営農1）
- 中心経営体以外の農業者数　175
  （連携農業者0　その他農業者175）
- 経営体数　217
- 経営面積　1,229ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 地域農業のリーダーとなる認定農業者を核としつつ、新規就農者等の多様な担い手を育成、これら中心経営体への農地の集積を図る。

○ 各地域の営農組合について、合意形成の推進や補助事業による農業機械の導入により、更なる活動の活性化を図る。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　1,564ha
（集積率　46%）

【内訳】

認定農業者（226）	793ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（69）	274ha
今後育成すべき農業者（198）	497ha

○売買・貸借面積　53.6ha
（売買面積：9.8ha　貸借面積：43.8ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・「当面は現状維持」との意向を持つ農家が大宗を占め、プラン作成の必要性に理解が得られにくい。農地を手放す場合でも、条件の悪い農地から手放すため、受け手が求める優良農地が出にくい。

・自分の農地は信頼できる者に任せたいという意識が強いため、他地域からの新規就農（新規参入）希望者に対する農地のあっせんが困難。

受け手要因

・地域の信頼を得ている受け手は、既に多くの農地を引き受けている状況にあり、これ以上の引き受けは困難。

○ 営農組合の法人化の遅れ

・営農組合を法人化する際、これまで個々で販売していたものが組合による一元的な販売に変わることへの不安。

・法人化の前提となる会計事務処理を担える者が不在。

全農家を対象の「農地情報アンケート」を実施して意向等を把握

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 地域将来像の検討必要性等の周知や地域での話し合い活動を展開

・広報誌やチラシ等により将来像検討の必要性を周知。

・農業委員がプラン概要を管轄集落の農家に直接周知するほか、地区役員が座談会への参加を要請するなど、合意形成に向けた粘り強い活動を展開。

・農地集積専門員（県単事業）等の協力を得て、営農組合の経営強化に向けた農作業受委託の拡大や法人化の必要性を説くなど順次、地域内の合意形成を図った。

○ 村独自の新規就農者育成・確保の取組を実施

・国の支援活用と併せ、村独自で農家研修（雇用）支援措置を創設し、農業後継者等を含めた幅広い人材育成支援を実施。

・このことにより、新規就農者に対する地域の信頼獲得を後押し。

取組の成果・今後の方針等

○ 新規就農については、平成24年度は10名（個人4名、夫婦3組）を確保。今年度は、昨年度からの研修生2名（国支援型1名、村支援型1名）を引き続き育成する予定。

○ 土地利用型農業については、営農組合における低コスト化の推進を図るため、引き続き地域内での合意形成を進め、営農組合の法人化を目指す。また、施設型農業については、新規就農者も含めた経営体の育成・確保を図る。

大分県大分市の取組事例

【ポイント】 市の農業技術職員が農地集積の可能性のある地区（モデル地区）を設定し、担い手へ集積

位置図

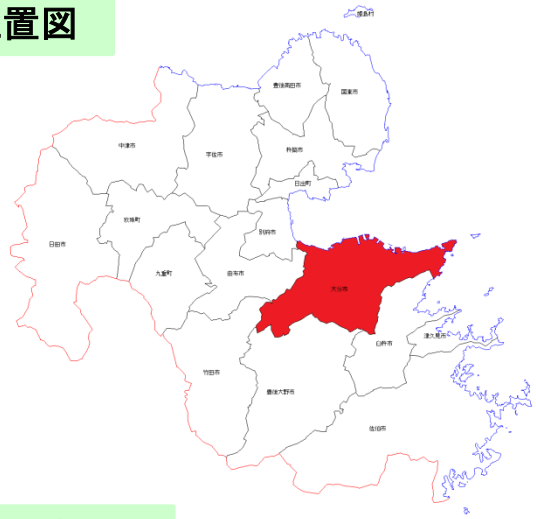

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  大分市：都市・水田型　佐賀関町：中間・畑地型
  野津原町：山間・田畑型
- 農家数　5,091
- 基幹的農業従事者数　2,914
- 認定農業者数　163（うち法人数　48）
- 集落営農数　15
- 耕地面積　4,260ha（田3,210ha　畑1,050ha）
- 主な農作物　（みつば、おおば、にら、せり、果樹、花き）
- 20ha以上の経営体数：1
- 基盤整備率：48%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ プラン作成については、当初農地の出し手がいて、集落営農組織や新規就農者など中心となる経営体が多く存在するところをリストアップし、優先して策定。

○ 今後も、関係機関との連携のもと、順次、各集落で説明を行い、広報誌等にも掲載しながら、モデル地区を設定し策定。

人・農地プランの概要

○プラン数　2（集落数5）　※～H25.2作成

- 中心経営体数　6
  （個人4（うち新規就農者1）、法人1、集落営農1）
- 中心経営体以外の農業者数　69
  （連携農業者14　その他農業者55）
- 経営体数　75
- 経営面積　60ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 規模拡大を目指す農業者の経営安定化のため、農地集積を図るとともに、麦作に加え、今後は、野菜などの複合経営も視野に農地を有効活用。

○ プラン作成後は基本的に中心経営体に農地を集積していくとともに、新たな規模拡大希望農家が現れればプランを見直すなど柔軟に対応。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　590ha
（集積率　14%）

【内訳】

認定農業者（167）	590ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（0）	0ha
今後育成すべき農業者（0）	0ha

○売買・貸借面積　32.8ha
（売買面積：8.7ha　貸借面積：24.1ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・農業者の多くは高齢化していても、「まだやれるうちは、機械が動かなくなるまでは」など、生き甲斐として経営を継続。

・事業要件等で利用権の設定期間が6 年以上など長期間の貸借に不安。

・耕作放棄地は市内で約800ha存在し、そのうち半分が土地持ち非農家で流動化を阻害。

受け手要因

・受け手の中には有機栽培による稲作を目指す者もあり、農薬を使用する周囲の農業者との間で思うように土地利用調整ができない。

・戦略的作物が見つからず、規模拡大しても所得の向上とならない。

○ 後押し機関が抱える課題

・市の担当者が限られており、県庁所在地で広域のため、市全域での集積活動に限界。

モデル地区においてアンケートを実施。8割以上の回答があり、今後の地域の農業をどう守っていくか関心が高いことを把握。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 市の担当者がモデル地区を設定し、担い手へ集積

・市の担当者（農業技術職）が栽培技術指導等を通じた地区内農業者等との信頼関係を構築。農地集積の可能性がある地区をモデル地区として設定し、担い手へ集積。

・利用権の設定等の手続きにあたっては、農業委員会と連携し、安心して農地を貸してもらえるよう配慮。

・大型農業機械の導入にあたっては、国や県の事業を活用し、機械の共同利用を促進。

○ 農地バンクの活用により担い手の集積を推進

・農地の出し手と受け手を結びつける農地バンク制度を平成17年度から導入し、担い手への集積に活用。

・耕作放棄地も含め出し手の農地情報を充実するため、農業委員会だより等市の広報誌にも掲載し、周知。

取組の成果・今後の方針等

○ 市の担当者（農業技術職）が栽培技術指導等を通し、地区内農業者等との信頼関係を構築していたことから、プラン作成や農地の集積等地域の合意形成や中心経営体への農地集積が進んだ。

○ モデル地区の農地40haについては、人・農地プランで定めた4つの中心経営体で全ての農地を耕作することで合意。そのうちの一つは企業参入であるが、地域の世話人である認定農業者を介しての参入ということで、地域に円滑に参入。

○ 今後は高齢化が進んでいくことから、農地バンクの活用推進により耕作できなくなった農地を確実に担い手に結びつけられる体制を構築していく。

大分県臼杵市の取組事例

【ポイント】県公社と市農業関係機関が連携し参入法人へ集積

位置図

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  臼杵市：中間・田畑型　野津町：中間・田畑型
- 農家数　2,110
- 基幹的農業従事者数　1,560
- 認定農業者数　196（うち法人数　27）
- 集落営農数　19
- 耕地面積　2,265ha（田1,255ha　畑1,010ha）
- 主な農作物
  （米、葉たばこ、甘藷、ﾋﾟｰﾏﾝ、ﾆﾗ　等）
- 20ha以上の経営体数：3
- 基盤整備率：田67%、畑75%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ プランの策定範囲は行政区（集落）単位。

○ H24年度は青年就農給付金対象者がいる集落を中心に策定。

○ H25年度においても青年就農給付金対象者、集落営農組織及び企業参入等の大規模経営を行っている集落を中心に推進。

人・農地プランの概要

○プラン数　9（集落数9）　※～H25.3作成

・中心経営体数　48
　（個人41（うち新規就農者22）、法人7）
・中心経営体以外の農業者数　102
　（連携農業者1　その他農業者101）
・経営体数　150
・経営面積　105ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 畑地については、県公社と市農業関係機関が連携しながら、規模拡大を志向する市外から参入した法人経営体（中心経営体）に、耕作放棄地を含む農地を集積。

○ 水田については、農用地利用改善団体活動を通じ、耕作できなくなった農地を中心経営体へ集積するとともに、集落営農の組織化により地区の農地を守る。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　758ha
（集積率　32%）

【内訳】

認定農業者（186）	691ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（21）	65ha
今後育成すべき農業者（3）	1ha

○売買・貸借面積　65.2ha
（売買面積：9.5ha　貸借面積：55.7ha）

農地集積の阻害要因

○農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・未相続農地が多く、正式な権利設定に至らない。

・条件の良い農地は自作により現状維持の傾向が強く、条件の悪い農地は耕作放棄の状況。

受け手要因

・高齢化等により山つきの未整備農地等、条件不利地の受け手がいない。

・家族経営による施設園芸（ピーマン、ニラ等）では、20a～30aの経営規模が限度であり、また、稲作は兼業農家が小規模で経営しており、大規模で経営する担い手がいない。

○市外からの参入法人に対する不安

・地区内の農地は地区内の担い手で守りたいとの意識があるため、地区外からの参入者を担い手として位置づけることに難色。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○県公社と市関係機関が連携して参入法人へ集積

・H13年から<u>県公社と市農業関係機関</u>（旧野津町）<u>が連携して企業の農業参入</u>に取り組む。

・農業委員会へ遊休農地や葉たばこの廃作情報が入り次第、市公社が担い手を探す体制を整備（市の職員が市公社へ出向しているため、農地流動化の情報の共有化が容易）。

・市が中心となって規模拡大・新規参入を希望する企業へ働きかけ。

・地域の志あるまとめ役を捜し出し、その者と連携しながら地元調整・理解を図る。

・参入法人に雇用された地元の従業員が世話役となって、地元説明会などへも出席・調整。

○出し手の不安・受け手の負担軽減を解消

・出し手への信用・安心感と受け手の契約・支払等の負担軽減を図るため、<u>県公社を仲介した農地保有合理化事業による転貸を実施</u>。

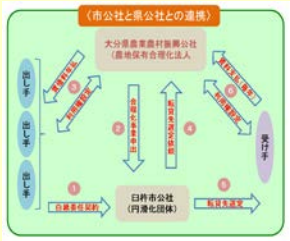

取組の成果・今後の方針等

○ 参入法人は,100ha程度の経営規模を目指しており、面的に集積された農地を確保できたことで、食品メーカーとの契約栽培が実現。

○ 県公社貸付面積の半分程度が耕作放棄地や葉たばこ廃作地であり、耕作放棄地の解消・防止も実現。

○ 市公社と県公社が連携して行った農地保有合理化事業（転貸）による参入法人への集積状況
〈A法人の場合〉借受面積：55.1ha（うち転貸面積：38.5ha（70.0%））
〈B法人の場合〉借受面積：18.7ha（うち転貸面積：14.3ha（76.9%））

○ 地元での担い手への集積を30%から40%へ集積を図る。

大分県豊後大野市の取組事例

【ポイント】 市の担当者が農地集積の戦略を作り、担い手の育成・確保とセットで農地集積を推進

位置図

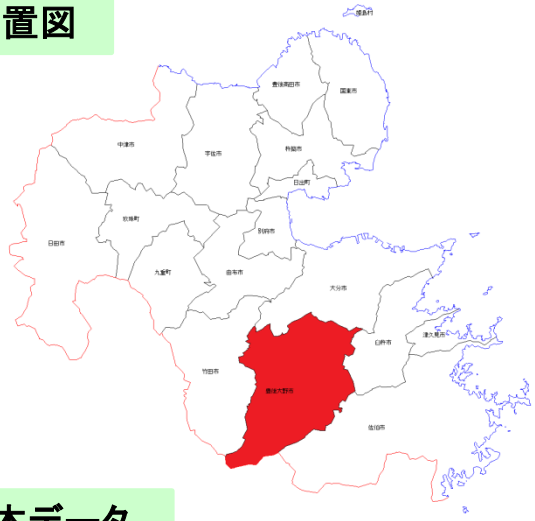

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  - 三重町：中間・田畑型　清川村：中間・田畑型
  - 緒方町：中間・水田型　朝地町：中間・水田型
  - 大野町：中間・田畑型　千歳村：中間・田畑型
  - 犬飼町：中間・田畑型
- 農家数　4,396
- 基幹的農業従事者数　3,719
- 認定農業者数　408（うち法人数　31）
- 集落営農数　39
- 耕地面積　6,290ha（田4,210ha　畑2,080ha）
- 主な農作物　（米、麦、大豆、ピーマン、甘藷、畜産等）
- 20ha以上の経営体数：4
- 基盤整備率：73%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ H24年度は事業要望（青年就農給付金、規模拡大加算等）がある集落、集落営農が進んでいる集落を中心にプランを作成。

○ 今後は、関係機関連携の下、地域の合意形成を図り、市内全集落でプランを作成。

人・農地プランの概要

○プラン数　20（集落数76）　※～H25.1作成

- 中心経営体数　144
  （個人121（うち新規就農者15）、法人5、集落営農18）
- 中心経営体以外の農業者数　1,850
  （連携農業者210　その他農業者1,640）
- 経営体数　1,994
- 経営面積　2,159ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 規模拡大の意向があり、集落の担い手として活躍すると見込まれる経営体へ農地の集積を進めていく。

○ 新規就農者を育成し、その者に対する農地集積を進めていく。

○ 優良農地については、今後も市の担い手を中心に農地集積を進めていく。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　1,758ha
（集積率　28%）

【内訳】

認定農業者（412）＊集落営農法人含む	1,271ha
特定農業団体（2）	25ha
集落営農組織（6）	103ha
基本構想水準到達者（172）	318ha
今後育成すべき農業者（20）	41ha

○売買・貸借面積　69.5ha
（売買面積：11.8ha　貸借面積：57.7ha）

農地集積の阻害要因

○ 現状維持農業者の存在と担い手（受け手）不足

出し手要因

・現状を維持して農業を行っていくとする農業者が多く、農業機械が壊れるなどのきっかけがないと利用集積を進めることが困難な状況。

・条件が悪い農地については、受け手などいるはずがないと思い込み、出し手が農地を出さない状況。（結果として耕作放棄地が増加）

受け手要因

・担い手である受け手も高齢化しており、規模拡大意欲が減退し、新たな担い手の育成・確保が必要な状況。

・市内の受け手と入作者（入作者は、請負耕作が多く、その実態が十分把握できない）との調整ができず、計画的な土地利用調整が困難。

アンケート調査を実施するとともに、その結果をグラフ化し、地区内農地の利用状況の実態を把握

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 将来を見据えた農地集積等の必要性を周知

・市の担当者が農地集積の必要性を認識し、地域別担当者や農地集積のための戦略づくりを行う推進プロジェクトチームを設置し、農業者等へ農地集積の必要性を周知。

・集落説明会においては、アンケート結果をグラフ化したものや筆毎の土地利用現況図を提示するなど、地区内の合意形成を推進。

○ 次世代を担う新規就農者の育成・確保に向けた取組の実施

・就農相談会や空き家情報の収集・斡旋など、新規就農者の育成・確保に向けた取組を実施。

・H24年度からは「インキュベーションファーム事業」（市単）をスタートさせ、農業経営を目指す研修生を受け入れ、営農指導員による指導や実践研修を行うなど、農業起業者の育成に向けた取組を支援。なお、研修生の宿泊施設と研修ほ場も併せて完備。

取組の成果・今後の方針等

○ H24年度に作成を終えた20地区のプランは、農地の集積計画表も作成しており、話し合いがついたところは、中心経営体への貸付農地も特定。

○ 新規就農者は、過去5年間で105名となっており、H25年1月にはインキュベーションファーム事業を活用した1組も就農。

○ 今後もインキュベーションファーム事業を核とした新規就農者等担い手の育成・確保に向けた取組を積極的に実施し、その者に対する農地の集積を進めていく。

宮崎県日向市の取組事例

【ポイント】 関係機関（市・JA等）が、将来の担い手不足への対策を実行し、農地を守る

位置図

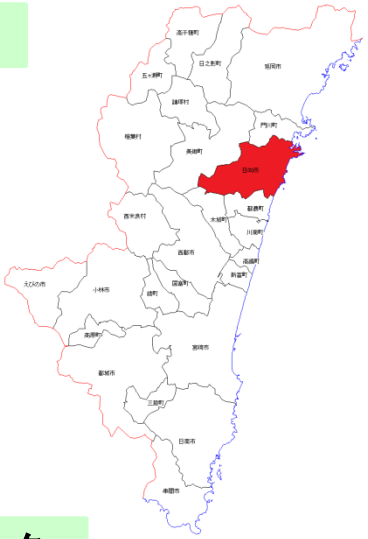

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  日向市：中間・水田型　東郷町：山間・田畑型
- 農家数　1,616
- 基幹的農業従事者数　1,434
- 認定農業者数　174（うち法人数　23）
- 集落営農数　5
- 耕地面積　1,550ha（田965ha　畑581ha）
- 主な農作物
  （米、肉用牛、施設野菜、へべす等）
- 20ha以上の経営体数：0
- 基盤整備率：48%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ 関係機関（市、JA等）でチーム会合を開き、プランの策定範囲を集落単位で作成することで合意。

○ 農地推進員を活用した意向調査実施により作成。

○ プランのモデルである庄手・梶木集落のプラン（農地の集積計画を含む。）を参考に市内全集落でプラン作成を推進。

人・農地プランの概要

○プラン数　11（集落数11）　※～H24.6作成

- 中心経営体数　20
  （個人19（うち新規就農者15）集落営農1）
- 中心経営体以外の農業者数　760
  （連携農業者42　その他農業者718）
- 経営体数　780
- 経営面積　405ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 市とJA等関係機関が協議し、各集落で農地の出し手と受け手のリストアップを行い対象者を明確化。

○ 農地を受ける担い手が存在しない、若しくはほとんどいない集落においては、集落営農組織の設立を推進。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　1,415ha
（集積率　91%）

【内訳】

認定農業者（190）*集落営農法人含む	507ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（0）	0ha
今後育成すべき農業者（627）	908ha

○売買・貸借面積　33.0ha
（売買面積：7.9ha　貸借面積：25.1ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・農地の斡旋の申し出が農業委員会にあっても、実際は受け手を特定してくる場合が多く、農地の効率的な利用を阻害。

受け手要因

・高齢化等により、農地の受け手としての担い手がいない、もしくはほとんどいない集落が存在。

・集落営農の組織化・法人化は、収支の面等で課題が解決出来ず協議が進まないケースもある。

・受け手がいない集落では、現状維持で農業経営を行う者が多い。

○ 関係機関の連携不足

・市、農業委員会、JA、円滑化団体等関係機関の連携が不足している面もあり、農地の出し手と受け手の把握が不十分。

市内10地区、41名の農地推進員に委嘱された者がアンケート調査を実施し、意向を確認。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 関係機関があらゆる形で担い手不足の解消を後押し

・担い手が不在、若しくは少ない場合、将来の地域の担い手として集落営農組織の設立を推進。

・県営圃場整備事業に取り組む集落において、将来を見据えた集落営農法人の設立を推進。

・担い手がいない地域において、作業受託を請け負うJAファーム（JAの出資型法人）を設立。

・集落営農法人による農地集積計画が以前から進んでいた庄手・梶木集落においては、農地集積協力金（経営転換協力金）を活用。

○ 農業委員による集積可能農地の掘り起こし

・農業委員が農地パトロール、農地利用状況調査を通じて、集積可能な農地の掘り起こしを行い、農地の利用集積を推進。

取組の成果・今後の方針等

○ 平成24年度は農地集積協力金（経営転換協力金）を活用し、規模縮小農家から4.5haを担い手へ集積。

○ 今後の地域の担い手不足に対応するため、各種補助事業等の活用を後押しすることで、新たな担い手を確保。

○ 今後は、農地の受け手が存在しない地域では受け手作りを行う必要があり、受け手を作ることで農地の集積に繋げる。

宮崎県日之影町の取組事例

【ポイント】 中山間地域等直接支払制度の協定集落を核に地域の農地を守る

位置図

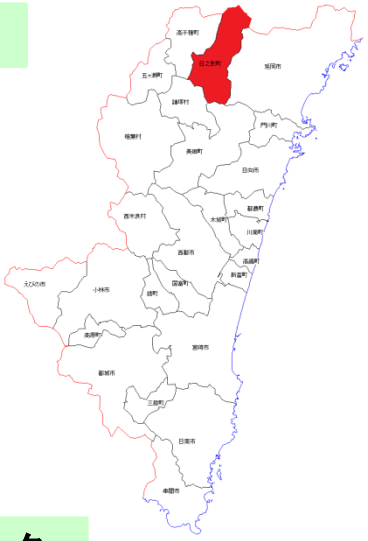

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  日之影町：山間・田畑型
- 農家数　741
- 基幹的農業従事者数　749
- 認定農業者数　106（うち法人数　0）
- 集落営農数　3
- 耕地面積　783ha（田456ha　畑327ha）
- 主な農作物
  （肉用牛、米、椎茸、栗、葉たばこ等）
- 20ha以上の経営体数：0
- 基盤整備率：0%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○　中山間地域等直接支払制度に取り組む協定集落をプラン作成範囲として設定。

○　協定集落の代表者を農地推進員として配置し、農地推進員が協定集落内農家にアンケート調査を実施。

○　町の特産品である樹園地（くり、ユズ）についても今後プランに位置付け、産地の維持・拡大を図る。

人・農地プランの概要

○プラン数　55（集落数56）　※～H25.3作成

- 中心経営体数　238
  （個人238（うち新規就農者3））
- 中心経営体以外の農業者数　552
  （連携農業者59　その他農業者493）
- 経営体数　790
- 経営面積　227ha

農地集積

農地集積の取組方針

○　町内の優良農地については、確実に守るということを決めて、極力町内の担い手で守る方針。

○　中心となる経営体には認定農業者を位置付けるとともに、併せて担い手の育成に取り組む。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　257ha
（集積率　33%）

【内訳】

認定農業者（111）	173ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（0）	0ha
今後育成すべき農業者（67）	84ha

○売買・貸借面積　6.7ha
（売買面積：0.5ha　貸借面積：6.2ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・農地への執着が強い農家や、賃借ではなく売却希望の農家が一部見受けられる。

・農業者が正式な手続を経ての権利設定を行うという意識が低く、農地法や農業経営基盤強化促進法による権利移動が少ない。

受け手要因

・山間地域では集落協定の範囲が1ha程度と小さい上、高齢化が進行しており、担い手が不足。

・個人経営による零細な農家が多く、農地の集積にも限界。

定期的に行われる協定集落での会合を利用し、農地推進員として配置された集落の代表者がその場でアンケート調査を実施。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 中山間地域等直接支払制度の協定集落を核に地域の農地を守る

・農業委員会に国の事業を活用した農地相談員を設置し、貸借候補地を把握、町と農業委員会が連携して農地相談に対応。

・協定集落の代表者を農地推進員として配置（県内225名中55名を同町に配置）し、今後の集落の合意形成のとりまとめ役となるなどリーダーとしての役割を発揮。

・今後担い手不足が懸念される集落の担い手として、JAの施設を借りて水稲の主要作業を作業受託する組織を設立。

取組の成果・今後の方針等

○ 地域の農家へのアンケート調査は799名中737名と9割を超える回答。中山間地域等直接支払制度に取り組む協定集落をプラン作成範囲としたことから、集落の将来に対する関心が高い。

○ 担い手不足が深刻化するなか、水稲の作業受託を行う組織が設立されたことにより耕作放棄地の増加を抑制。

○ 今後は集落営農組織を設立し、機械の共同利用から始め、機械の購入の支援については町で措置する方向。また、山間地域の担い手不足が懸念される地域では、農作業受託を行うような組織の設立を支援。

鹿児島県指宿市の取組事例

【ポイント】 農業関係機関のワンフロア化により相談窓口を一元化し、担い手へ農地集積

位置図

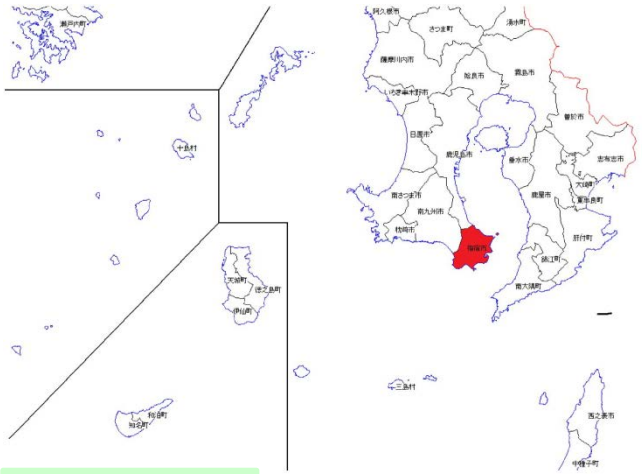

基本データ

- 農業地域類型（旧市町）
  指宿市：中間・畑地型　山川町：中間・畑地型
  開聞町：平地・畑地型
- 農家数　2,210
- 基幹的農業従事者数　2,693
- 認定農業者数　434（うち法人数　42）
- 集落営農数　1
- 耕地面積　3,402ha（田272ha　畑3,130ha）
- 主な農作物
  （ｵｸﾗ、そらまめ、ｽﾅｯﾌﾟｴﾝﾄﾞｳ、肉用牛　等）
- 20ha以上の経営体数：0
- 基盤整備率：81.2%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ プランの策定範囲は旧市町村単位（指宿・山川・開聞）。

○ 人・農地プランの中心経営体に位置づけされていない中核的農家に対し、戸別訪問及び広報・説明会等により事業の周知等を図り中心経営体へ位置づける。

人・農地プランの概要

○プラン数　3（集落数）171　※～H25.3作成

- 中心経営体数　419
  （個人381（うち新規就農者22）、法人38）
- 中心経営体以外の農業者数　356
  （連携農業者0　その他農業者356）
- 経営体数　775
- 経営面積　1,128ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 耕作放棄地の活用を促進するため、農業支援センター（特に農業委員会）が中心となり、農地利用状況を調査するとともに、売り手や貸し手の掘り起こしを行い、担い手農家への農地集積を進め、農地の有効利用を図る。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　1,470ha
（集積率　43%）

【内訳】

認定農業者（444）	1,138ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（0）	0ha
基本構想水準到達者（0）	0ha
今後育成すべき農業者（249）	332ha

○売買・貸借面積　31.7ha
（売買面積：24.9ha　貸借面積：6.8ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・相続未登記農地や連絡の取れない市外居住の土地持ち非農家などにより利用権設定が出来ない。

・「農地」は財産であるとの考えから農地の貸借を望まなかったり、貸すと返してもえないと思っている所有者がいる。また、「当面は現状維持」で自作を行う農家が多いため、出し手からの供給が不足。

受け手要因

・担い手は存在するものの、営農に適した条件の良い農地しか受けない。

○ 農地利用条件の制限

・水田の跡地は水はけが悪く、野菜類には向かないため、農地集積を図っても、農地利用が限られる。

○ 後押し機関が抱える課題

・市町村合併により、農地のあっせんや病虫害の対応などの相談窓口が分かりずらい。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ いぶすき農業支援センターの設置により農業全般の相談窓口を一元化し担い手へ農地集積

・H22年5月から、市（農政部）、農業委員会、JA（担い手担当）、県（出先機関）による「いぶすき農業支援センター」（ワンフロア化）がスタート。

・ワンフロア化により、農地のあっせん、新規就農者対応及び病虫害への対処など、農業に関わる相談を連携して即座に対応（農地集積の要望に対し、対象農地の地権者への集積意向調査や土地利用調整を実施。）して、担い手へ集積。

○ 県単事業を活用した耕作放棄地の解消と農地集積

・農地の利用調整や耕作放棄地の再生利用等の推進を行う推進員（H25～H26年（2カ年）の県単独事業）に、地域の実情を精通している地元農業委員を配置し、出し手の意向確認・利用調整を実施。

・耕作放棄地となっている農地を集約して効率的営農を行うために、畦畔の除去など簡易な土地基盤整備を実施し、担い手へ集積。

取組の成果・今後の方針等

○ 農業支援センターを設置したことにより、市内外農業者や新規就農者に対してワンストップサービスが実現。

○ この結果、農地集積については、

① 規模拡大意向のある農業生産法人の要望を踏まえ、農業支援センター（農業委員会）が該当地の地権者の意向調査を実施（回収率：80%）し、9,820㎡（17筆・15名）を集積。

② 水はけが悪く耕作放棄地となっている水田跡地（18ha）について、簡易な土地基盤整備（県単事業）を行った上で、認定農業者である畜産農家に利用権設定。（H25年度）

○ 農業支援センター（農業委員会）を中心に農地の利用集積に係る情報の収集・分析を行う。

鹿児島県南九州市の取組事例

【ポイント】農地開発事業と農地保有合理化事業の活用により担い手に集積

位置図

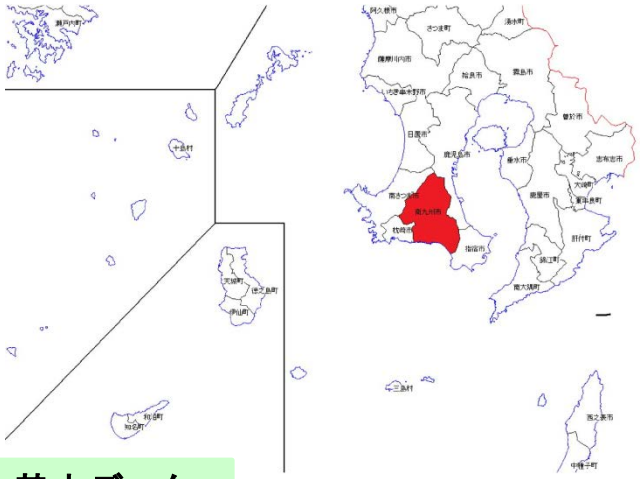

基本データ

- 農業地域類型（旧市町村）
  頴娃町：平地・畑地型　知覧町：平地・畑地型
  川辺町：中間・畑地型
- 農家数　3,604
- 基幹的農業従事者数　4,015
- 認定農業者数　861（うち法人数　121）
- 集落営農数　19
- 耕地面積　9,210ha（田1,520ha　畑7,690ha）
- 主な農作物　茶、さつまいも　等
- 20ha以上の経営体数：20
- 基盤整備率：64.5%

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

○ プランの策定範囲は旧市町村単位（頴娃・知覧・川辺）で作成し、話し合い活動は小学校区単位で実施。

○ 旧町ごとに技術員連絡協議会員（県（出先機関）、市、市公社及びJA）をメンバーとする推進チームを設置し、アンケート調査をもとに、話し合い活動やプランの原案を作成。

人・農地プランの概要

○プラン数　3（集落数284）　※～H25.2作成

・中心経営体数　657
（個人569（うち新規就農者8）、法人81、集落営農7）
・中心経営体以外の農業者数　1,105
（連携農業者191　その他農業者914）
・経営体数　1,762
・経営面積　9,210ha

農地集積

農地集積の取組方針

○ 高齢化に伴う労働力不足から優良農地の耕作放棄地化が危惧される中、農地の有効活用を図るため、担い手へ農地の利用集積を促進。

○ 集落営農組織を育成することで、生産コストの低減を図り、農地の有効利用と耕作放棄地の解消に努め、併せて法人化も推進。

農地集積の現状

○担い手への農地利用集積面積　5,105ha
（集積率　55%）

【内訳】

認定農業者（841）	4,116ha
特定農業団体（0）	0ha
集落営農組織（1）	308ha
基本構想水準到達者（85）	312ha
今後育成すべき農業者（133）	369ha

○売買・貸借面積　159.6ha
（売買面積：28.6ha　貸借面積：131.0ha）

農地集積の阻害要因

○ 農地の出し手と受け手のミスマッチ

出し手要因

・相続未登記農地や連絡の取れない市外居住の土地持ち非農家などにより利用権設定が困難な状況。

・受け手の売買希望はあるものの、「当面は現状維持」との意向を持つ農家が多く、条件不利地の農地しか売買対象地として上ってこない。

受け手要因

・担い手は存在するものの、営農に適した条件の良い農地しか受けない。

・山間部の基盤整備の未整備地区では、営農条件が悪い農地の出し手の希望はあるものの、受け手がいない。

○ 賃貸借契約・賃借料の手続きの繁雑

・受け手は多数の地権者に対しての賃貸借契約や賃借料の支払手続きが繁雑であり、営農に支障を来す恐れがあるほか、出し手は賃借料の未払発生の可能性があり、安心して貸せない。

課題解決に向けた取組

○ 農地開発事業により整備した農地を農地保有合理化事業を活用して担い手へ集積

・農地開発事業により区画整理した174haについて、農業委員会を中心とした関係機関との調整のもと、地区全体を園芸作物・たばこ・茶・飼料と作物毎に団地化し担い手へ配分。

・地権者の工事負担金を賃料等により賄うため、支払処理が確実な県公社の農地保有合理化事業を活用し、出し手への賃借料支払いには6年間の「一括前払方式」で対応。

・農業委員会が出し手・受け手の預金口座を聞き取り、県公社が貸借の管理情報と併せて、支払・徴収履歴をシステム化することにより一元的に管理。

・受け手の売買意向を踏まえ、契約更新の時期に合わせて、農業委員会が出し手に対して売買の意向確認を行い、所有権を移転。

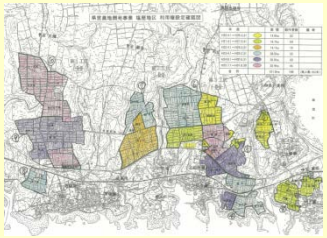

○ 農地移動適正化あっせん事業により担い手へ集積

・農業委員会により出し手・受け手に対して農地移動適正化あっせん事業の周知・合意形成を図り、積極的に担い手へ集積。

取組の成果・今後の方針等

○ 農地開発事業と農地保有合理化事業の連携により担い手へ集積。

・地権者830人、耕作者80人、団地面積165.4ha（うち合理化事業による契約面積：151.5ha（91.6%））

・契約更新時期に合わせた所有権移転の実績
【H23年度】67a（受け手：3名）　【H24年度】203a（受け手：15名）

○ 農地移動適正化あっせん事業により、H24年度は219件・50.5haの売買を行い担い手（のべ90名）へ集積。

○ 引き続き、契約更新時期に合わせた売買意向等の調査を実施。

おわりに

担い手への農地集積は、農地の出し手と受け手の思惑の違いなどから、一朝一夕には進まないケースが多いと考えられます。

そのような中、それぞれの現場での取組を伺いながら、各事例に共通する点として、

① 後押し機関（市町村、農業委員会、ＪＡ、円滑化団体等）の中の「誰か」が問題意識を持って取り組んでいること

＝私がやらねば、誰がやるのかという使命感～マインド・パワー

② その中心人物（「誰か」）が課題解決のために、工夫に満ちた取組を粘り強く行っていること

＝めげない粘り強さ

がありました。

やはり、「農地」を動かすのは、「人」であることを忘れずに、私共九州農政局も現場で知恵と汗を出しながら真摯に取り組まれている関係者の皆さんを今後とも「マ・め」にサポートしていきたいと考えています。

九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課一同

注：　各事例のデータについては、
①　基本データは、該当市町村からの提供データを中心に掲載
②　人・農地プランは、記載時点における同プランの概要
③　農地集積の現状は、九州農政局農地政策推進課調べ（H24.3月末時点調べ等）
となっており、それぞれの関連データ間において一部合致しない場合があります。

◇資料に関する詳細については、下記までお気軽にお問い合わせください。

九州農政局 経営・事業支援部 農地政策推進課
TEL 096-211-9111（内線 4432・4433）

◆九州農政局では、当該取組事例のほか、農地集積政策に係る各種資料等をホームページにて提供しておりますので、ご活用ください。

【アドレス】 http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/index2.html

九州農政局　農地集積　検索　クリック！